

多量排出事業者による
産業廃棄物処理計画等の作成の手引

平成13年4月

令和5年4月改訂

福岡県

目 次

| | | |
|----------|-----------------------------------|----|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 多量排出事業者 | 1 |
| 3 | 多量排出事業者の判断基準 | 1 |
| | (1) 発生量 | 1 |
| | (2) 処理計画等の作成単位 | 2 |
| | (3) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い | 5 |
| 4 | 国の基本方針（平成22年12月20日環境省告示第130号から抜粋） | 5 |
| | (1) 基本的な方向 | 5 |
| | (2) 目標の設定に関する事項 | 6 |
| | (3) 施策推進のための基本的事項 | 6 |
| 5 | 産業廃棄物処理計画 | 8 |
| | (1) 作成の手順 | 8 |
| | (2) 産業廃棄物処理計画様式等 | 8 |
| 6 | 産業廃棄物処理計画実施状況報告 | 16 |
| 7 | 特別管理産業廃棄物の処理計画等 | 20 |
| 8 | 提出方法等 | 30 |
| | (1) 提出方法 | 30 |
| | (2) 両処理計画における取扱い | 30 |
| | (3) 処理計画等の公表 | 30 |
| 9 | 罰則 | 30 |
| (参考) | | |
| | 取組事例 | 1 |
| | 計画作成の過程例 | 2 |
| | 多量排出事業者処理計画に係る廃棄物処理法関連法規（抜粋） | 6 |
| | 産業廃棄物の種類 | 11 |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 15 |
| | 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値） | 16 |

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項の規定に基づき、多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場（以下「多量排出事業場」という。）を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、当該事業場に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を提出するとともに、その実施状況について報告することが義務付けられている。

これは、事業者の自主的な減量化や住民への情報提供・周知啓発が推進されることにより、廃棄物の総合的な減量、再資源化及び適正な処理が適切に推進されることを目的としたものである。この手引は、多量排出事業者が処理計画を作成するための指針となる要領を提示するものである。

2 多量排出事業者

廃棄物処理法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、具体的には、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者である。当該事業者には、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。）は含まない。

3 多量排出事業者の判断基準

多量排出事業者であるかどうかの判断においては、発生量や処理計画の作成単位となる事業場のとらえ方が重要である。発生量や処理計画の作成単位については、以下の事例を参考にして判断する。

(1) 発生量

発生量とは、多量排出事業者が設置する事業場において、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量（当該事業場内での自ら直接再生利用した量や自ら中間処理した量等を含む。）をいい、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指している。

しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、発生量については、生産工程の中で行われる減量操作を経て排出される場合には、生産工程から排出される時点での量とし、生産工程を経た後に事業所内にある施設等で廃棄物の処理としての操作が行われる場合は、当該廃棄物処理工程の前での量とする。

自ら直接再利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は、「自ら直接再生利用した量」又は「自ら中間処理した量」として把握されるので、発生量は、その前の時点での量としてとらえる必要がある。

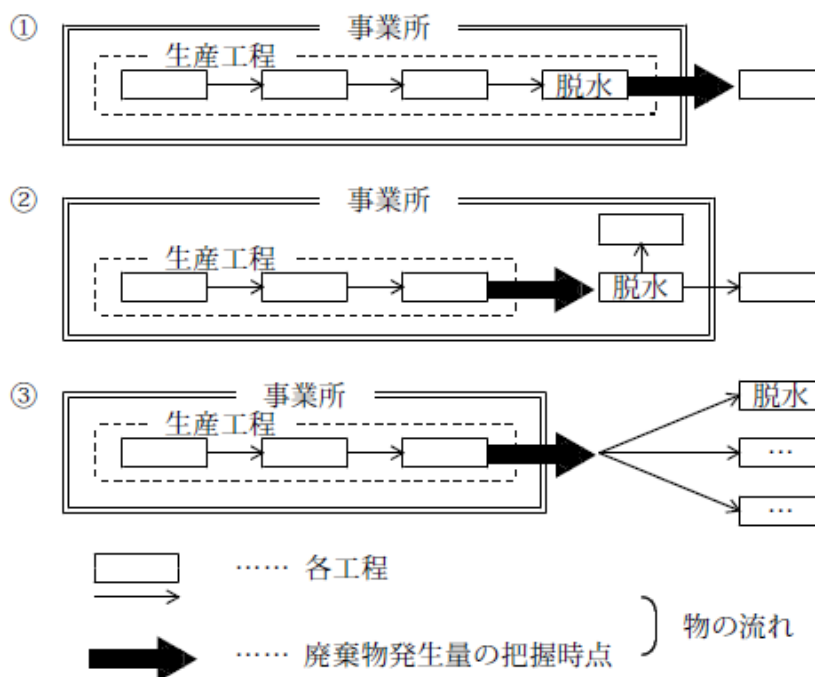
また、例えば、ある事業場から1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物を処理する場合にあっては、

当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該産業廃棄物に関する処理計画は、廃棄物が発生した事業場について作成することとする。

(例：汚泥)

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要であり、その発生量の把握時点は、次のとおりとする。

- ① 製品の製造工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理の汚泥の脱水・乾燥ととらえられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合は、これに当たる。当該施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。なお、下水道処理施設のように廃棄物処理施設に該当しない施設であって、濃縮工程がある場合は、濃縮工程後脱水工程前を汚泥の発生時点とする。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量



(2) 処理計画等の作成単位

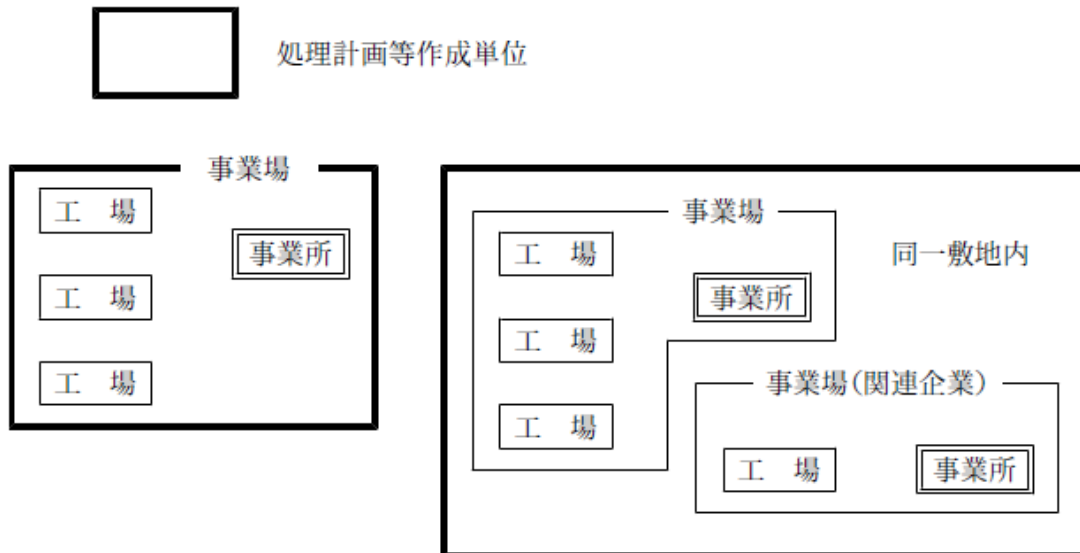
① 製造業等

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画及び実施状況報告（以下「処理計画等」という。）を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは、事業場ごとに判断する。多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物を処理している場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができる。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であっ

て、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者に該当するかどうかを判断する。この場合には、処理計画等は、それら区域内の施設を管轄している支店等が作成することとする。

なお、区域内とは、都道府県知事及び廃棄物処理法施行令第27条第1項に規定する指定都市（福岡県においては、北九州市、福岡市及び久留米市）の長等の管轄区域内をいう。



② 建設業等

建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者には該当するかどうかは、区域内の作業所（現場）を合わせて判断する。

なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできる。

建設工事（土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当する。

福岡県の区域のうち、北九州市、福岡市及び久留米市の区域については、これらの市の長が、処理計画等に関する権限を有している（廃棄物処理法第24条の2第1項、廃棄物処理法施行令第27条第1項）。したがって、これら3市の各区域及び福岡県域（北九州市、福岡市及び久留米市の区域を除く福岡県の区域をいう。以下同じ。）の合計4区域に区分して、産業廃棄物の発生量を個別に集計し、各区域で多量排出事業者となる場合は、その区域を管轄する市長又は知事に対して、処理計画等を提出する必要がある。

また、いずれの区域においても産業廃棄物の発生量が1,000トンに達していない

が、事業所全体の集計では1,000トンに達する場合は、事業所が所在する区域を管轄する市長又は知事に対して処理計画等を提出する（下記作成区分を参照）。

なお、福岡県域、北九州市、福岡市及び久留米市の区域別に処理計画を提出する場合であっても、廃棄物発生量等の数量把握については、事業所全体での集計値も、併せて記載するものとし、福岡県全体で多量排出事業者に該当する場合は、事業所全体と福岡県内の各区域に分けて数量を記載するものとする。

・福岡市に支店等がある建設業者の場合の処理計画作成区分

A 県内全区域で千トンを超える場合

| | | |
|---------|---------|---|
| 廃棄物発生総量 | 6,300 t | |
| 福岡県域 | 1,500 t | 要 |
| 北九州市域 | 1,200 t | 要 |
| 福岡市域 | 1,200 t | 要 |
| 久留米市域 | 1,200 t | 要 |
| 県外域 | 1,200 t | — |

B 県内の一部の区域で千トンを超える場合

| | | |
|---------|---------|----|
| 廃棄物発生総量 | 4,200 t | |
| 福岡県域 | 1,500 t | 要 |
| 北九州市域 | 200 t | 不要 |
| 福岡市域 | 1,200 t | 要 |
| 久留米市域 | 200 t | 不要 |
| 県外域 | 1,100 t | — |

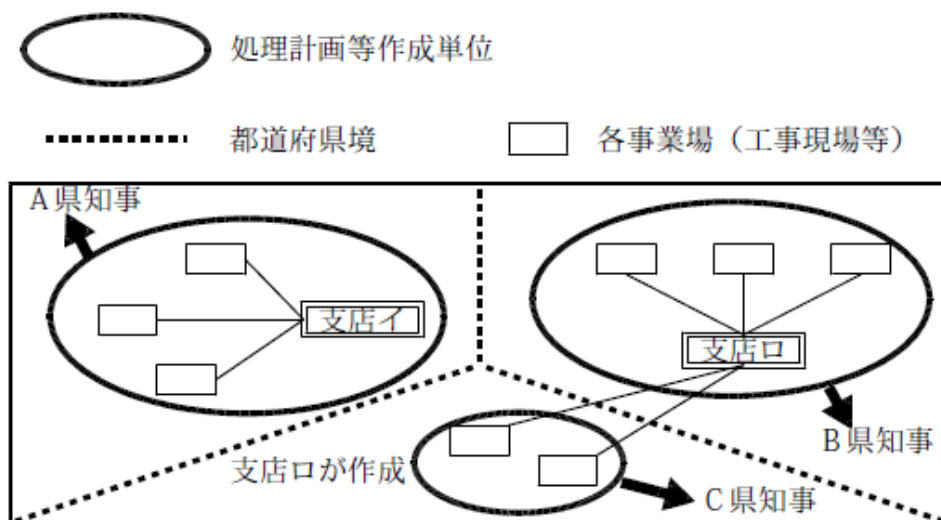
C 県内各区域では千トンを超えないが、支店全体で千トンを超える場合

| | | |
|---------|---------|----|
| 廃棄物発生総量 | 1,100 t | |
| 福岡県域 | 600 t | 不要 |
| 北九州市域 | 200 t | 不要 |
| 福岡市域 | 100 t | 要 |
| 久留米市域 | 100 t | 不要 |
| 県外域 | 100 t | — |

D 支店全体で千トンを超えない場合

| | | |
|---------|-------|----|
| 廃棄物発生総量 | 800 t | |
| 福岡県域 | 300 t | 不要 |
| 北九州市域 | 200 t | 不要 |
| 福岡市域 | 100 t | 不要 |
| 久留米市域 | 100 t | 不要 |
| 県外域 | 100 t | — |

・事業場（工事現場等）とこれを管理する支店等が異なる都道府県に位置する場合



(3) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、当該年度に現に事業者が作成することとする。したがって、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合については、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じない。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあつては、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むことになる。

4 国の基本方針（平成28年1月21日環境省告示第7号から抜粋）

(1) 基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

また、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「基本法」という。）における優先順位が高い2R（リデュース・リユース）の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない状況である。

さらに、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要がある。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、基本法及び第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクル推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適

正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることのできる仕組みづくりを進めることが必要である。そのため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、さらに地域社会に貢献するものとなる。

(2) 目標の設定に関する事項

① 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成32年度（※）を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

② 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成24年度）に対し、平成32年度（※）において、排出量の増加を約3%に抑制し、排出量に対する再生利用量の割合を約55%から約56%に増加させるとともに、最終処分量を約1%削減する。

（※）令和2年3月16日付け事務連絡により、令和2年度以降については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。）等の目標を参考。

(3) 施策推進のための基本的事項

① 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、家電リサイクル法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）、使用済小型電子機器等の再資源化の推進に関する法律（平成24年

法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

② 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他社に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可や再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再利用等による減量を行うことや、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。この場合において、自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することが重要である。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努めなければならないものとする。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進するうえで重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めるものとする。

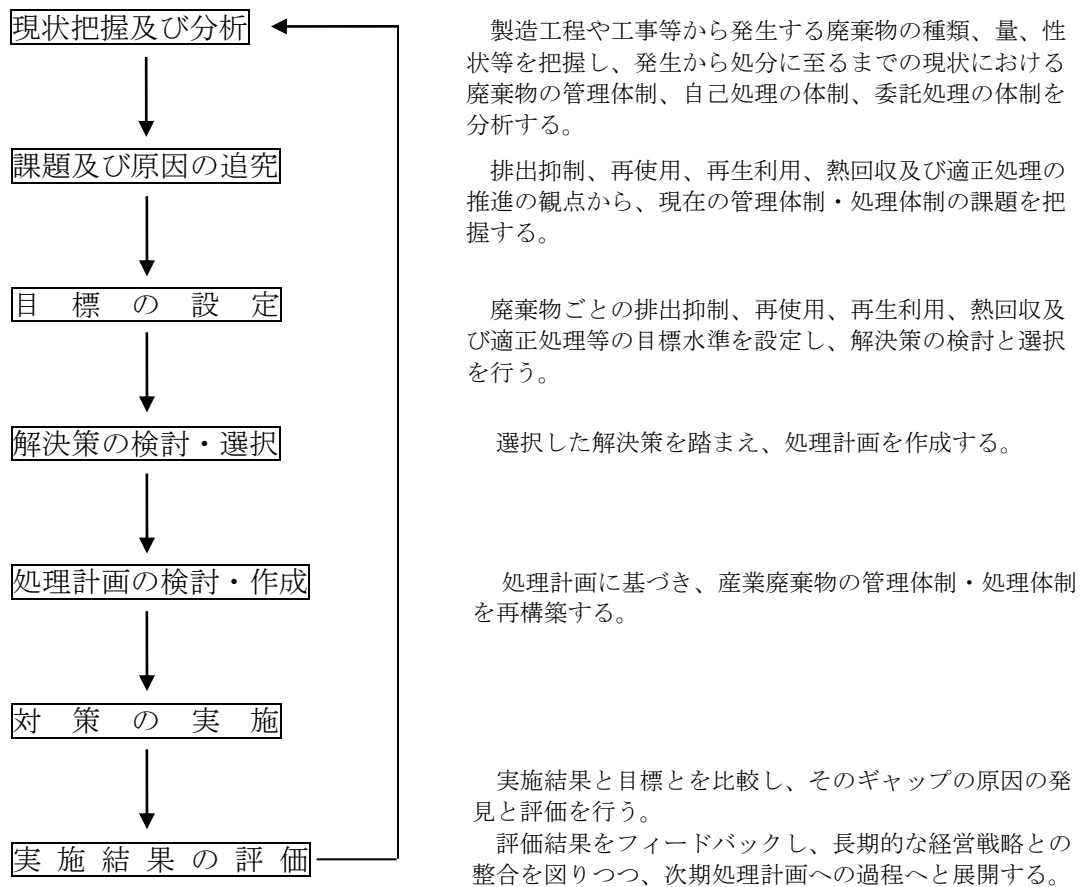
5 産業廃棄物処理計画

産業廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第12条の2第9項の規定に基づき策定するものであり、前年度に産業廃棄物の発生量が1,000トン以上となった事業場が対象となる。対象事業場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法施行規則（昭和46年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第8条の4の5の規定に基づき、当該年度の6月30日までに提出しなければならない。

(1) 作成の手順

産業廃棄物処理計画は、次のような手順で作成し、対策を実施する。

なお、廃棄物の種類については、廃棄物処理法上の分類が基本となる。



(2) 産業廃棄物処理計画様式等

産業廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則第8条の4の5に規定する「産業廃棄物処理計画書（様式第二号の八）」により作成する。

「計画期間」は、4月から翌年3月までの1年間を原則とするが、中長期的な視野にたつて複数年度を計画期間とすることもできる。ただし、複数年度にわたる計画を策定している場合においても、多量排出事業者に該当した年度に産業廃棄物処理計画を提出しなければならない。

「目標」の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合が想定されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高を基にして推計する等により数値を求めて記載する。

また、記載する数値については、重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

なお、提出者の押印や担当者等の氏名の記載は不要である。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

| | |
|---|---|
| 産業廃棄物処理計画書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> | |
| 都道府県知事 (市長) | 殿 |
| 提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。 | |
| 事業場の名称 | |
| 事業場の所在地 | |
| 計画期間 | |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |
| ①事業の種類 | |
| ②事業の規模 | |
| ③従業員数 | |
| ④産業廃棄物の一連の処理の工程 | |

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

| 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|---|---|
| (管理体制図) | | | |
| 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 排 出 量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 排 出 量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| 産業廃棄物の分別に関する事項 | | | |
| ①現状 | (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) | | |
| ②計画 | (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) | | |

(第3面)

| 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 | | | |
|----------------------|-----------------------------------|---|---|
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 | t | t |
| | 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 | t | t |
| | 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |

(第4面)

| 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 | | | |
|------------------------------|-----------------------------------|---|---|
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 全処理委託量 | t | t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |

| | | | |
|--------|-----------------------------------|---|---|
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | | |
| | 全処理委託量 | t | t |
| | 優良認定処理業者への 処理委託量 | t | t |
| | 再生利用業者への 処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者への 処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| ※事務処理欄 | | | |

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

6 産業廃棄物処理計画実施状況報告

産業廃棄物処理計画実施状況報告は、廃棄物処理法第12条第10項の規定に基づき作成するものであり、前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業場が対象となる。対象事業場については、廃棄物処理法施行規則第8条の4の6の規定に基づき「産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号の九）」により、産業廃棄物処理計画を策定した年度の翌年度の6月30日までに提出しなければならない。

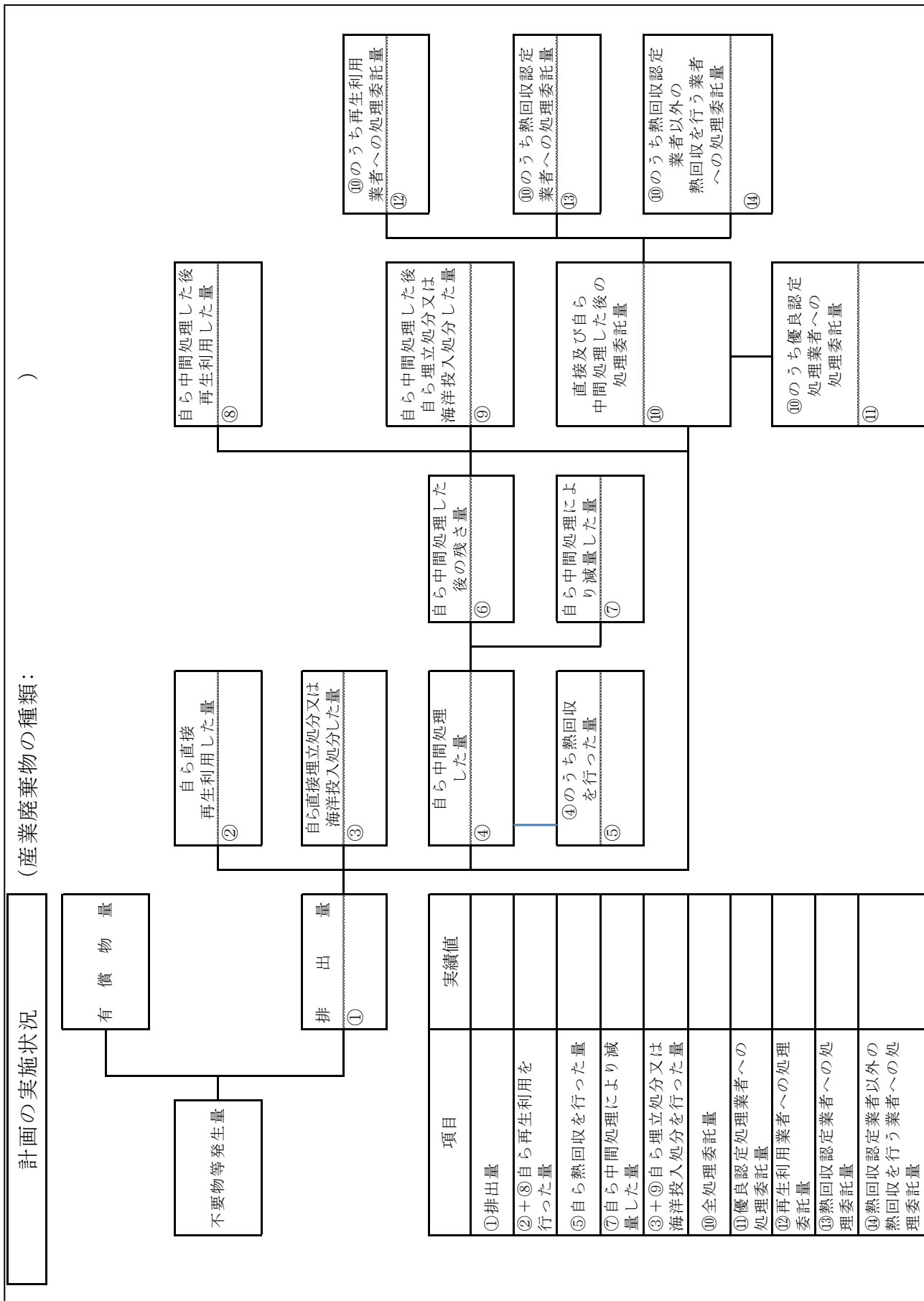
なお、提出者の押印や担当者等の氏名の記載は不要である。

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

| | | | |
|--|-----|---------------------------------------|-----|
| 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 都道府県知事 (市長) | 殿 | | |
| 提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | | | |
| 電話番号 | | | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。 | | | |
| 事業場の名称 | | | |
| 事業場の所在地 | | | |
| 事業の種類 | | | |
| 産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間 | | | |
| 産業廃棄物処理計画における目標値 | | | |
| 項目 | 目標値 | 項目 | 目標値 |
| 排 出 量 | t | 全 処 理 委 託 量 | t |
| 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 | t | 優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 | t |
| 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 | t | 再生利用業者への 処 理 委 託 量 | t |
| 自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 | t | 認定熱回収業者への 処 理 委 託 量 | t |
| 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 | t | 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量 | t |
| ※事務処理欄 | | | |

(日本産業規格 A列4番)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

7 特別管理産業廃棄物処理計画等

特別管理産業廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第12条の2第10項の規定に基づき策定するものであり、前年度に特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上となった事業場が対象となる。対象事業場については、廃棄物処理法施行規則第8条の17の2の規定に基づき、「特別管理産業廃棄物処理計画書（様式第二号の十三）」により当該年度の6月30日までに提出しなければならない。

また、特別管理産業廃棄物の実施状況の報告は、廃棄物処理法第12条の2第11項の規定に基づき作成するものであり、前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業場が対象となる。対象事業場については、廃棄物処理法施行規則第8条の17の3の規定に基づき「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号の十四）」により、特別管理産業廃棄物処理計画を策定した年度の翌年度の6月30日までに提出しなければならない。

なお、提出者の押印や担当者等の氏名の記載は不要であり、作成の手順等は、産業廃棄物処理計画等に準じるものとする。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

| | |
|---|--|
| <p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 (市長) 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p> | |
| 事業場の名称 | |
| 事業場の所在地 | |
| 計画期間 | |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |
| ①事業の種類 | |
| ②事業の規模 | |
| ③従業員数 | |
| ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 | |

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

| 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 | | |
|---------------------------|-----------------------------------|---|
| (管理体制図) | | |
| 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 | | |
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | |
| | 排 出 量 | t |
| | (これまでに実施した取組) | |
| ②計画 | 【目標】 | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | |
| | 排 出 量 | t |
| | (今後実施する予定の取組) | |
| 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 | | |
| ①現状 | (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) | |
| ②計画 | (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) | |

(第3面)

| 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 | | | |
|--------------------------|--------------------------|---|---|
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| | 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| (これまでに実施した取組) | | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| | 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| (今後実施する予定の取組) | | | |

(第4面)

| 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 | | | |
|--------------------------|---------------------------|---|---|
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 全処理委託量 | t | t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |

| | | | |
|-----------------------|--|---|---|
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 全処理委託量 | t | t |
| | 優良認定処理業者への 処理委託量 | t | t |
| | 再生利用業者への 処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者への 処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 | t | t |
| (今後実施する予定の取組) | | | |
| 電子情報処理組織の使用 に関する事項 | 【前年度（ 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) | | t |
| | (今後実施する予定の取組等) | | |
| ※事務処理欄 | | | |

(第6面)

備考

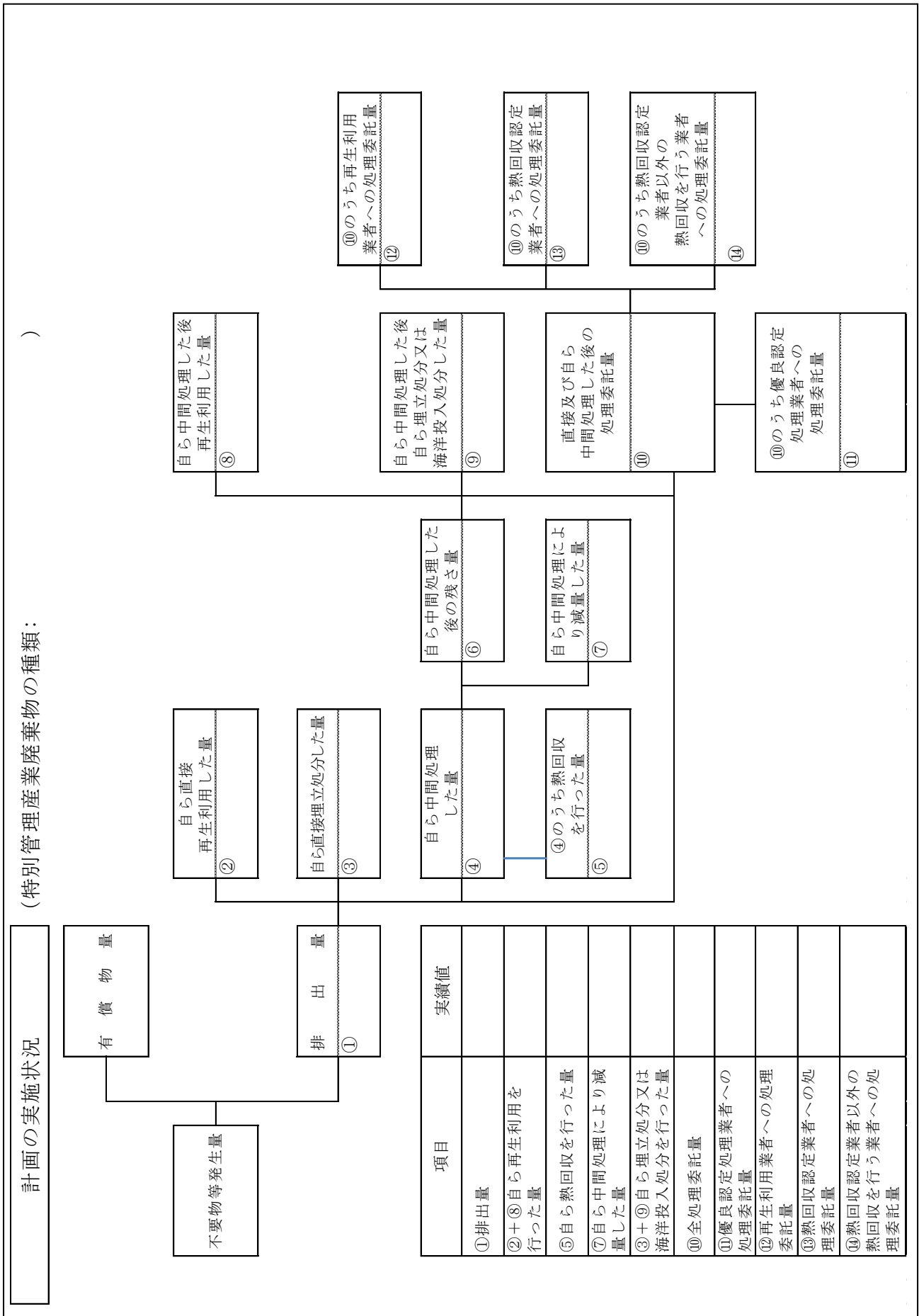
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

| | | | |
|---|------|---------------------------------------|--------|
| 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 | | | |
| | | | 年 月 日 |
| 都道府県知事 (市長) | | 殿 | |
| 提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 | | | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 | | | 年度の特別管 |
| 理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。 | | | |
| 事業場の名称 | | | |
| 事業場の所在地 | | | |
| 事業の種類 | | | |
| 特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間 | | | |
| 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値 | | | |
| 項目 | 目標値 | 項目 | 目標値 |
| 排 出 量 | t | 全 処 理 委 託 量 | t |
| 自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量 | t | 優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 | t |
| 自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量 | t | 再生利用業者への 処 理 委 託 量 | t |
| 自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 | t | 認定熱回収業者への 処 理 委 託 量 | t |
| 自ら埋立処分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量 | t | 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量 | t |
| 電子情報処理組織の使用に関する事項 | | | |
| 特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) | 前々年度 | t | 前年度 |
| (電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) | | | |
| ※事務処理欄 | | | |

(第2面)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度の特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

8 提出方法等

(1) 提出方法

処理計画等は、原則、電子ファイルとして作成し、ふくおか電子申請サービス (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/NaviWholeList>) により添付ファイルとして提出するか、CD-ROM等の電子媒体（フロッピーディスクを除く。）に保存し、管轄保健福祉環境事務所に持参又は郵送するものとする。

また、提出する電子ファイルの形式は可能な限りExcelファイルとする。

なお、窓口を持参した際、受付印を押印した控えが必要な場合は、処理計画等の様式第1面のみを出力して持参する。郵送の場合は、処理計画等の様式第1面を出力したものと返信用封筒を同封する。

やむを得ず、紙媒体により提出する場合は、管轄保健福祉環境事務所に3部提出するものとし、このうち1部は、審査終了後、事業者に戻す。

処理計画等の提出者については、製造業等の場合は、処理計画の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工事管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とする。

(2) 両処理計画における取扱い

産業廃棄物の多量排出事業者が、同時に特別管理産業廃棄物の多量排出事業者である場合は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物のそれぞれについて、処理計画等を作成し、提出するものとする。

(3) 処理計画等の公表

福岡県は、廃棄物処理法施行規則第8条の4の7の規定に基づき、提出された処理計画等を県ホームページで公表するものとする。

9 罰則

処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者及び実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者については、20万円以下の過料が課せられる（廃棄物処理法第33条第2号及び第3号）。

(参考資料)

取組事例

○排出抑制

排出抑制に関する対策のうち、製造業における取組例としては、製品の成分、製造工程、使用する材料、装置や配管、作業場内のレイアウト及び操作条件等の変更が考えられる。

また、建設業における対策の取組例としては、資材や器具の搬入時の梱包の簡易包装化又は無梱包化、石膏ボード等の実寸発注による端材発生抑制、現場で切断や組立てを行っていた壁等のユニット化、工場加工化及び工法の改善等が考えられる。

○分別

分別に関する対策の取組例としては、分別する目的、処理方法等を明確にした上で、分別ボックスや分別ヤード等を設置し、分別の徹底を図ることや従業員、作業員の意識の改革・高揚を図ることが考えられる。

○再生利用

再生利用に関する対策の具体例として、主に製造業では、汚泥（無害なもの）の製品化（土壌改良材、肥料、瓦、れんが）を図ること、廃油や溶剤の回収や再利用を図ること、動植物性残さを乾燥・脱水等により、飼料化・肥料化を図ること、廃プラスチックの単純再生（単一・良質なもの）、複合再生（杭、疑木等へ再生）、固形燃料化、熱分解による再生油回収等を行うこと等が考えられる。

また、主に建設業では、型枠を再利用可能なものへと切り換えやコンクリートがらについて中間処理施設や現場において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図ること、アスファルト廃材について中間処理施設において破砕し、再生砕石、再生合材等としての利用を図ること、金属くずを種類毎に分別し、資源回収業者等に売却を図ること、木くずを分別し、中間処理施設においてチップ化し、ボード原料や燃料への転換を図ること、可燃性廃棄物の固形燃料化、熱エネルギーの回収等を行うこと等が考えられる。

○処理

処理に関する対策の取組み例としては、汚泥の脱水効率の向上や破砕、圧縮、溶融等の推進を図ること等が考えられる。

(参考資料)
計画作成の過程例

〔ステップ1 現状の分析と評価〕

減量化対策を講ずるために、まず、現状を分析し、その評価を行う。

そのために、次のようなことについて、現状を定期的に把握する必要がある。

① マテリアルバランスの作成

対象となる工程について、工程へのインプット及び工程からのアウトプットをすべて網羅し、その物質収支を算出する。

このためには、排水等の発生量の実測や、計算による推測が必要になる。

② 発生原単位の計算

産業廃棄物の発生量を単に量の増減としてとらえるのではなく、単位生産量に対する発生量として把握する。

また、この原単位の経年変化の分析や、自社内他工場との比較等を行うことにより、現状の評価を行う。

③ 発生率の計算

主たる原材料の単位投入量当たりの産業廃棄物発生率を求めることにより、その工程の歩留りを把握する。

また、発生率についても、発生原単位と同じようにしてその評価を行う。

④ 最終処分量の把握

事業場において発生したすべての産業廃棄物が、最終的にどれくらいの量にまで減量化され処分されるのかを把握するもので、総減量化量とは密接な関係にある。

保管量がゼロの場合は、「最終処分率」を算出することにより、事業場全体の産業廃棄物対策を評価することも可能である。

なお、最終処分量は、次の式で求められる。

$$\text{最終処分量} = \text{発生量} - \text{総減量化量} - \text{保管量等}$$

〔ステップ2 対象とする産業廃棄物の選定〕

まず、どの産業廃棄物にターゲットを絞って減量化対策を検討するのかを決定する。

そのためには、次のような事項を勘案して設定する。

① 排出量

② 処理に要するコスト

③ 減量化のしやすさ

④ 最終処分場の確保の見通し

⑤ 有害物質や重金属類の含有の度合い

〔ステップ3 減量化手法の検討〕

現状の分析と評価に続いて、減量化手法の具体的な検討を行う。

そのためには、各生産現場において減量化の手法を調査し、研究することが欠かせないが、行政の関連部局や公立の研究機関への相談や、他工場における成功事例や各種文献の調査なども必要である。

また、現状の分析と評価を基にして、減量化手法の検討をできるだけ効果的に行うよう心掛けねばならない。

例えば、発生原単位や発生率が比較的高いと思われる場合には、発生抑制による減量化の可能性について検討がなされるべきである。

あるいは、減量化率が他と比較して低いと思われる場合には、自社内で中間処理や再生利用を行うことにより、減量化の可能性を追求してみるべきである。

一般的には、次のようにして減量化手法の検討を行うことが考えられる。

① 発生抑制方法の検討

産業廃棄物の多量発生の原因となっている因子をあらゆる角度から分析して、それらの中から支配的な因子を見出し、改善方法を検討してみる。

② 中間処理方法の検討

脱水、乾燥、焼却等の中間処理により、少しでも効率の高い減量化を行うことができないかを検討してみる。

そのために、中間処理する前後の産業廃棄物の量から中間処理施設による減量化率を求め、他の事例と比較してその評価を行うことが必要である。

特に、汚泥については、わずかな含水率の低減でも相当大きな減量効果が期待できる。なお、この場合、できるだけエネルギー消費の少ない脱水方法の開発に心掛けるほか、余熱利用による汚泥の乾燥についても、検討してみるべきである。

また、焼却処理を行う場合は、関連する法令、その他の規則等を遵守することはもちろんのこと、焼却により発生する余熱を有効に利用することも必要である。

③ 再生利用方法の検討

発生した産業廃棄物をそのまま、又は加工した後にある工程の原材料やエネルギー源として使用することにより、減量化を図る方法もある。

再生利用方法は、その目的により、次のように分類することができる。

ア 物質回収型

(a) 単純再生型

原料となる産業廃棄物と製品との間に基本的な物性の転換が無い場合を指し、次のような例がある。

- ・ 金属スクラップからの金属製品の製造
- ・ 廃潤滑油からの再生潤滑油の製造
- ・ 廃溶剤からの溶剤の回収
- ・ 廃プラスチック類からのプラスチック製品の製造
- ・ 廃硫酸からの硫酸の回収

(b) 物質転換型

原料となる産業廃棄物と製品との間に基本的な物性の転換が有る場合を指し、次のような例がある。

- ・ 鋳さいからの路盤材の製造
- ・ 廃塩酸からの塩化第二鉄の製造
- ・ 有機性汚泥からの土壌改良材の製造
- ・ 無機性汚泥からの建築資材の製造
- ・ 廃プラスチック類の熱分解によるモノマー回収

イ エネルギー回収型

有機性産業廃棄物をエネルギー資源として利用する場合を指し、次のような例がある。

- ・各種廃油からの燃料油の製造
- ・木くずの燃料としての利用
- ・廃プラスチック類の熱分解による油の回収
- ・有機性産業廃棄物のメタン発酵によるガス回収

なお、これらのうちどの方法による再生利用を行う場合でも、産業廃棄物を発生段階で分離し、他の産業廃棄物と混合されて資源としての価値が低下することのないよう分別して保管することが極めて大切である。

減量化手法については、まず、事業者自らがそれらの対策を行うよう努め、再生利用や中間処理による減量化について自らの手で行うことが困難な場合は、処理業者に委託することにより、それを行う可能性についても検討してみるべきである。

〔ステップ4 減量化対策実施コストの評価〕

減量化対策を実行するのに先立って、それに要するコストの計算とその評価が行われなければならない。

そして、減量化手法として複数のものが考えられる場合は、コスト評価を通じて最も経済合理性にかなった手法を選択することが重要である。

検討すべきコストとしては、減量化対策に要する初期投資とその後の経常経費とがあり、また減量化のための投下資本の償却期間を見込んで置くことも大切である。

このように、コスト計算をし、更に費用効果分析を行った結果、想定した減量化手法が合理的でないと判断された場合には、減量化手法について再検討することが求められる。

なお、この場合に忘れてならないのは、「トータルコスト」の観点からコスト評価を行う必要性である。

つまり、減量化することによる効果の評価は、社会的利益をも考慮した総合的な見地からこれを行うことが肝要であって、次のような金銭では計ることの困難な減量化による無形のメリットをも考慮したコスト評価がなされなければならない。

- ① 最終処分場の延命化
- ② 環境への負荷の軽減
- ③ 資源の保全への寄与
- ④ 製造工程の合理化が進むことによる製品の品質向上、処理費の低減等の副次的効果
- ⑤ 地域社会の中での企業イメージの向上

〔ステップ5 減量化対策実施体制の整備〕

減量化対策は、技術的手段のみで解決できるものではなく、むしろ、成功の秘訣は、減量化技術をサポートし、それを定着させるためのシステム作りにあると言える。

そのために、社内でどのような体制を作り上げていくべきかが、とりわけ重要となる。

減量化対策に全社的な課題として取り組み、直接生産現場に携わる個々の従業員の創意

工夫を生かすことを可能にするため、それぞれの会社に適した社内体制を確立することが必要である。

既に現在、一部の企業で実施され、多くの成果を上げている減量化実施のための社内制度を、次に紹介する。

① **減量化推進委員会の制度**

社内に減量化推進委員会を設置し、減量化促進のための管理・調整機能を持たせる。

② **社内監査制度**

減量化推進委員会の委員が、定期的に各製造工場の減量化対策実施状況を監査する。監査結果は、委員会での検討を経て各製造工場に伝達される。

③ **チェックリスト制度**

各製造ラインの責任者又は減量化推進委員会の委員が、減量化対策実施状況をチェックするためのチェックリストを作り、各チェックポイントについて分析する。

現状の数量的把握を行うため、各チェックポイント毎に点数を定め、その合計を基に総合的な評価を行う「点数制」の方法もある。

④ **提案制度**

減量化推進方法に関して広く従業員の提案を募り、優秀なものについては表彰を行う。

⑤ **発表会制度**

定期的に社内で発表会を開き、産業廃棄物の減量化に関する意見及び経験の発表の場とする。

〔ステップ6 減量化対策の実施・成果の検討〕

減量化対策の実施に当たっては、それを確実であるものとするため、長期的な展望の下に減量化の実施計画が作成されていることが望ましい。

そのため、減量化の年度別努力目標、減量化推進のための社内制度、具体的な減量化手法の概要、資金調達計画等減量化に係る基本的な事項を盛り込んだ中・長期減量化計画を作成することが必要である。

また、減量化対策は、ここで述べた手順により完結するというものではなく、常に成果の検討と計画の見直しを行うことが大切である。

つまり、次に示すようなサイクルで活動し続けることが重要である。

減量化計画のサイクル



多量排出事業者処理計画に係る廃棄物処理法関連法規（抜粋）

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者の処理）

第十二条

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二

- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

（産業廃棄物管理票）

第十二条の三

- 6 管理票交付者は、前三項又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(産業廃棄物の多量排出事業者)

第六条の三 法第十二条第九項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。

(特別管理産業廃棄物の多量排出事業者)

第六条の七 法第十二条の二第十項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者とする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第十二条の七第一項の認定(当該認定を受けようとする者が産業廃棄物の収集又は運搬を当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて行おうとする場合及び産業廃棄物の収集若しくは運搬に係る積替え又は処分若しくは再生を指定都市の長等の管轄区域内において行おうとする場合における認定を除く。)に関する事務
- 二 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定(前号に規定する認定に係るものに限る。)に関する事務
- 三 法第十二条の七第九項の規定による届出の受理(第一号に規定する認定に係るものに限る。)に関する事務
- 四 法第十二条の七第十項の規定による認定の取消し(第一号に規定する認定に係るものに限る。)に関する事務
- 五 法第十四条第一項及び第十四条の四第一項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務
- 六 法第十四条の二第一項及び第十四条の五第一項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 七 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項並びに法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 八 法第十四条の三（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 九 法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

務

十 法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務

十一 法第二十三条の三及び第二十三条の四の規定による意見の聴取（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)

第八条の四の五 法第十二条第九項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(実施の状況の報告)

第八条の四の六 法第十二条第十項の規定による報告は、様式第二号の九による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の四の七 法第十二条第十一項の規定による公表は、同条第九項の計画の提出又は同条第十項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第八条の十七の二 法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
- 十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(実施の状況の報告)

第八条の十七の三 法第十二条の二第十一項の規定による報告は、様式第二号の十四に

よる報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の十七の四 法第十二条の二第十二項の規定による公表は、同条第十項の計画の提出又は同条第十一項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

産業廃棄物の種類

| 産業廃棄物名 | 内 容 | 具 体 的 例 示 |
|--------|--|--|
| 燃え殻 | 事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等 | 石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等 |
| 汚泥 | 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの | (1) 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く）、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす (2) 無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚葉かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム（油性スカムを除く）、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限る）、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等 |
| 廃油 | 鉱物性油及び動植物性油脂すべての廃油 | 潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等）、切削油系廃油（水溶性、不水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、廃PCB、廃白土、タンクスラッジ・油性スカム・洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）等 |
| 廃酸 | 廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生じる沈でん物は汚泥として取り扱う。 | 無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルホン酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白廃液等 |

| 産業廃棄物名 | 内 容 | 具 体 的 例 示 |
|----------|---|---|
| 廃アルカリ | <p>廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。</p> | <p>洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石けん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液（精錬工程、シルケット工程）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等</p> |
| 廃プラスチック類 | <p>合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の全ての廃プラスチック類</p> | <p>廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃ベークライト（プリント基板等）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等</p> |
| 紙くず | <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） (2) パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの (3) 出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの (4) 製本業及び印刷物加工業に係るもの (5) PCBが塗布され、又は染み込んだもの | <p>印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等</p> |
| 木くず | <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） (2) 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの (3) パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの (4) 物品賃貸業に係るもの (5) 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む。） (6) PCBが染み込んだもの | <p>建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む）、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、物品賃貸業に係る廃木製家具類、貨物の流通に係る木製パレット等</p> |

| 産業廃棄物名 | 内 容 | 具 体 的 例 示 |
|-----------------------|--|---|
| 繊維くず | (1) 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） (2) 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） (3) PCBが染み込んだもの | 木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 |
| 動植物性残さ | 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 （魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物） | (1) 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内蔵等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 (2) 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等 |
| 動物系固形不要物 | と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥 |
| ゴムくず | 天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類） | 切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類） |
| 金属くず | | 鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等 |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | (1) ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンブルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、 (2) コンクリートくず：製造過程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず (3) 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、せつ器くず、磁器くず、耐火レンガくず、断熱レンガくず (4) せっこうボード |
| 鉍さい | | 高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉍石、粉炭かす、鉍じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く） |
| がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材 | コンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片その他これに類する各種廃材等 |

特別管理産業廃棄物の種類

| 特別管理産業廃棄物名 | 具体的例示 | |
|------------|---|--|
| 廃油 | 揮発油類，灯油類，軽油類（引火点70℃未満の燃焼しやすいもの） | |
| 廃酸 | 著しい腐食性を有するもの（pH2.0以下のもの） | |
| 廃アルカリ | 著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上のもの） | |
| 感染性産業廃棄物 | 医療機関，試験研究機関等から医療行為，研究活動等に伴い発生した産業廃棄物のうち，排出後に人に感染性を生じさせるおそれのある病原微生物が含まれ，若しくは付着し，又はそのおそれのある血液及び血液等が付着した注射針等 | |
| 特定有害産業廃棄物 | 廃PCB等 | 廃PCB及びPCBを含む廃油 |
| | PCB汚染物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PCBが染み込んだ汚泥 ・ PCBが塗布又は染み込んだ紙くず ・ PCBが染み込んだ木くず又は繊維くず ・ PCBが付着又は封入された廃プラスチック類や金属くず ・ PCBが付着した陶磁器くず又はがれき類 |
| | PCB処理物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃PCB等，PCB汚染物を処理したもので，基準を超えるPCB処理物 基準 廃油：0.5mg/kg 廃酸・廃アルカリ：0.03mg/リットル 廃プラスチック類・金属くず：付着していない，又は封入されていない その他：0.003mg/リットル |
| | 廃石綿等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿，石綿含有保温材，断熱材，耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等，石綿が付着しているおそれのあるもの（防じんマスク等） ・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められたもの等 |
| | その他の有害産業廃棄物 | 水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンまたはその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等 |

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

| 産業廃棄物の種類 | | 換算係数 |
|----------|---|------|
| 1 | 燃え殻 | 1.14 |
| 2 | 汚泥 | 1.10 |
| 3 | 廃油 | 0.90 |
| 4 | 廃酸 | 1.25 |
| 5 | 廃アルカリ | 1.13 |
| 6 | 廃プラスチック | 0.35 |
| 7 | 紙くず | 0.30 |
| 8 | 木くず | 0.55 |
| 9 | 繊維くず | 0.12 |
| 10 | 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 | 1.00 |
| 11 | とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物 | 1.00 |
| 12 | ゴムくず | 0.52 |
| 13 | 金属くず | 1.13 |
| 14 | ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず | 1.00 |
| 15 | 鉱さい | 1.93 |
| 16 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 | 1.48 |
| 17 | 動物のふん尿 | 1.00 |
| 18 | 動物の死体 | 1.00 |
| 19 | ばいじん | 1.26 |
| 20 | 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの | 1.00 |
| 21 | 建設混合廃棄物 | 0.26 |
| 22 | 廃電気機械器具 | 1.00 |
| 23 | 感染性産業廃棄物 | 0.30 |
| 24 | 廃石綿等 | 0.30 |

【注1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m³）

【注2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠。

【注4】 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。